

- 祭礼や冠婚葬祭のため、一時的に表示する広告物は、次の場所以外ならば、許可なく設置（表示）できます。

表示を禁止または制限される場所等

- ◆「はり紙、はり札、台座を含む広告旗および立看板」は、信号機から10m以内にある電柱類には、設置および表示できません。
- ◆街路樹、道端の樹木、ガードレール、石垣、よう壁等、17頁に示す「禁止物件」には、設置および表示できません。
- ◆交差点、横断歩道、踏切とその周辺（おおむね10m以内）には、通行の安全を期するため、設置および表示できません。
- ◆斎場などの駐車場案内等の立看板等を、日常的に道路上（植栽等を含む。）に設置（表示）することはできません。

※一時的に表示する道案内等の広告物は、交差点等から10m以上離して設置および表示してください。

※『一時的』とは、原則として、当該祭礼等の開催期間中をいいます。

※交通規制等を伴う祭事など、事前の告知が必要なときは、開催初日のおおむね1か月前からの期間をいいます。

※蛍光色や発光塗料等は使わないでください。

※祭事等が終了したら、速やかに撤去してください。